

企画競争説明書

業務名称：コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修事業
準備調査

調達管理番号： 22a00405

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年8月31日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年8月31日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修事業準備調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年10月 ～ 2023年9月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
アフリカ部 アフリカ第四課
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年9月7日 12時
2	質問への回答	2022年9月12日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年9月16日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年9月29日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口
(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3) 日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修事業準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

コンゴ民主共和国（以下「当国」という。）は、国土面積は約 234 万 km²（我が国の約 6 倍）、人口は約 8,956 万人（2020 年、世界銀行）、一人あたり GNI は 550 米ドル（2020 年、世界銀行）の後発開発途上国である。長年の政情不安や過去の内戦等を背景に、全国平均の電化率は約 20%にとどまっており、サブサハラアフリカ地域（平均 48%）と比べても極めて低い（2020 年、世界銀行）。電力供給が優先的に実施されている首都キンシャサでも発電容量不足等に伴う計画停電が発生している他、当国の主要産業である鉱業のために大量の電力を消費しているカタンガ地域の電力需要予測（2021 年～2035 年）の増加率は 6.3%/年（首都キンシャサは 4.4%/年）と高く、不安定な電力供給は当国の経済・社会発展の阻害要因の一つとなっている。

かかる状況を踏まえ、当国は国家開発戦略計画（2019-2023）の重点分野として「電力供給のための電源開発および電化率の向上」を掲げ、インガ水力発電所の改修や開発は最優先案件として位置付けられており、当国電力公社（以下「SNEL」という。）は電化エリアの拡大および電力供給の安定化に向けた取り組みを行っている。当国では、コンゴ川をはじめ河川に滝が多く存在し、地形的・気候的特徴から水力発電に適した条件が揃っており既設発電設備による最大出力（2,608MW）のうち水力発電が 98.8%を占めている。主力はコンゴ川下流に位置するインガ第一水力発電所（設備容量 351MW：58.5MW×6 基、以下「第一」という。）及びインガ第二水力発電所（設備容量 1,424MW：178MW×8 基（1 号機～8 号機）、以下「第二」という。）であり、両水力発電所で、既設発電設備の最大出力の 68%を占める。しかし、これらの水力発電所はいずれも 1970～80 年代に建設されたもので、老朽化が進んでいる。2022 年 4 月時点において、第二では、3 号、5 号、6 号機が不具合による出力抑制運転中であり、4 号機は故障により停止している状態である。そのため、インガにおける現在の最大出力は 1,020MWにとどまっているものの、500MW がキンシャサ系統へ、520MW がカタンガ系統へ送電されている。これらの原因により、国内の発電設備については、健全時の最大出力 2,608MW に対し、実際の最大出力は 1,755MW（67.3%）まで低下している。SNEL によると、2021 年の最大電力需要予測は 3,986MW、平均出力は

1,490MWである。

このような状況を踏まえ、SNELは、主力電源である第一及び第二の改修工事に取り組んでおり、第一についてはこれまでに全6基中4基、第二については全8基中4基の改修を終え、残りの4基の改修の検討を行っているが、第二内の4号機については、運転開始時期が最も古く、経年による劣化が非常に進展しているため応急的な修理では対応が難しく、抜本的な改修が必要な状況である。発注者は2016年に、無償資金協力を前提として、第二の4号機の改修の検討を目的に「コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修計画準備調査」を実施しているが、現地調査の結果、想定される事業規模が当初計画を大きく上回ったことから調査を中断した経緯がある。その後、2019年のTICAD7では、先方政府よりインガ第二水力発電所改修への協力期待が示されたことから事業規模を踏まえて有償資金協力による検討が必要である。

第3条 事業の概要

(1) 事業名

コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修事業

(2) 事業目的

本事業は、インガ第二水力発電所の4号機（設備容量：178MW）を改修することにより、同国の経済中枢である首都キンシャサと鉱業地帯のカタンガ地域への電力供給量の改善を図り、もって同国の経済開発に寄与すること。

(3) 事業概要

- 1) インガ第二発電所4号機の水車・発電機および関連設備等の改修
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理等）

(4) 対象地域

コンゴ民主共和国中央コンゴ州インガ地域

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨 JICA に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 実施機関：コンゴ民主共和国 電力公社（SNEL）
- 2) その他関係官庁・機関
・コンゴ民主共和国 エネルギー・水資源省（MERH）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

キンシャサ市の経済開発地区であるモンアンバ地区において変電及び配電設備の強化を目的とした無償資金協力「キンシャサ市モンアンバ地区電力アクセス改善計画」を実施予定。

第4条 業務の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施す

るにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 成果等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分発注者と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) 発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、発注者への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行

うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること。

先行調査・既往事業一覧

- 1) コンゴ民主共和国インガ第二水力発電所改修計画準備調査（2017年に調査中断）¹
- 2) コンゴ民主共和国 電力セクターにかかる 情報収集・確認調査

(5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用(の可能性)について「第6条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方関係官庁・機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げるセクター特性・事業特性及び地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため

¹ 本準備調査は無償資金協力を前提としていたが、現地調査の結果、事業規模が当初計画よりも大きくなったことにより調査中断となったもの。そのため、調査途上の報告書は一般公開していない（閲覧資料）

カテゴリ B に分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 7）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。

- 1) コンゴ民憲法環境基本法（法令第 11/009 号、第 14/019 号）
- 2) 国家環境行動計画（Plan National d'Action environmental :NEAP）
- 3) Decree 44/2006、Decree 8/2007 及び Decree 19/2014
- 4) 環境保護法（Loi No.2011/19）

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

【全般】

・世界銀行の融資により実施された電力市場開発プロジェクト（Project for Electricity Market Development for Domestic Consumption and Export: PMEDE）で2006年に環境影響評価が実施され、環境省の承認を得ている。同影響評価には、以下を含む。

- インガ第一及び第二水力発電所プラント機器の改修
- インガ-キンシャサ間の送電線建設
- キンシャサ市配電網の修理
- SNELのキャパシティビルディング
- 6万個の電力量計の調達
- 事業の実施

・2017年協力準備調査報告書によると、本事業は、承認済の影響評価報告書の上記コンポーネントの「インガ第一及び第二水力発電所プラント機器の改修」に包含されるが、追加的なEIAもしくはIEEの実施の要否を確認すること。

【環境影響】

・インガ第二水力発電所4号機の改修に係り、既存水車、発電機、変圧器及び関連装置等が廃棄物として排出され、PCB、アスベスト、水銀等の有害物質が廃棄物中に含まれる可能性がある。本事業の対象変圧器には、有害物質のPCBを含有した絶縁油50.4トン（ドラム缶280個分）が使用されているため、周辺環境にPCB汚染が広がらないように適切に保管する必要がある。なお、改修済の他の発電機において、現状の保管方法では、絶縁油が流出し、工事中及び供用時に土壌汚染、生態系、近隣住民への影響が出る可能性がある。PCB含有有害廃棄物の管理計画は、2015年に作成済であるが、本事業で発生する有害廃棄物を含む廃棄物管理が確実に実施されるよう、本調査の中で実施体制を確認すること。

・自然環境について、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当せず、自然環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。ただし、有害廃棄物の漏出によって土壤汚染が起これば、生態系に影響がでることが想定される。特に、漏出したPCB含有絶縁油に汚染された草木を家畜が食べ、それを付近の住民が食することにより、PCB汚染が動物や住民に拡散する恐れがあるため、有害廃棄物の適切な管理が求められることに留意して調査を行うこと。

【社会影響】

・本事業は既存発電所内の発電機施設の改修であり、用地取得、住民移転は想定されない。また、事業地周辺には少数民族の居住地も存在しない。

・2016年11月、実施機関は有害廃棄物に対する啓発を目的に、ステークホルダ協議を実施済である。ステークホルダからは、影響を受ける住民の明確化、現場に保管されている有害物質に関する情報開示、継続的な会合の開催等の意見が出された。

・新型コロナウイルス感染拡大の影響に配慮しつつ、事前に周辺住民・対象施設関係者に情報が公開されたうえで、十分な協議を行うこと。

【その他・モニタリング】

・工事中は、SNELが、廃棄物（有害廃棄物、一般廃棄物）、土壤汚染、生態系、水象、労働環境／事故にかかるモニタリングを行う。供用時は、SNELが、有害廃棄物、土壤汚染、生態系、水象にかかるモニタリングを行う。上記モニタリング項目及びモニタリング実施体制は、本調査にて再度確認を行うこと。

(8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画に

についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

（10）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本調査では、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

（11）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、発注者では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。発注者として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を JICA と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（12）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

（13）COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- ① コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- ② 実施スケジュール、コンサルタント TOR・業務人月策定：上記法令等を踏まえて現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

（14）他ドナーとの連携・協調

世界銀行はじめ他ドナー機関から、インガ第一水力発電所及び第二水力発電所の4号機以外の設備の改修計画についての情報を収集すること。特に、世界銀行の支援で実施した第二水力発電所の1号機、2号機の改修については、そのコスト・工期・改修方針の4号機の改修計画への反映が可能と考えられることから重点的に調査すること。本調査の過程で他ドナー機関との密に情報交換を行い、発注者及び JICA 事務所と適宜共有の上、活動に重複などが無いような効果的な連携を図ることが求められる。

（15）関連送変電設備の増強・改修要否検討

対象発電所設備に含まれない関連送変電設備（キンシャサ系統：インガ第二水力発電所～キンシャサ、カタンガ系統：同発電所～クウィル州バンドゥンドウ～ルアラバ州及びオーカタンガ州）については、系統解析などを通じて系統混雑への対応を含めた改修の必要性が確認された場合には、SNEL の意向を聞き取ること。

（16）調査対象箇所

現時点で発注者が確認しているインガ第二水力発電所の4号機の課題は、大きく「発電機スラスト軸受パッドの異常温度上昇」「水車ガイドベーン上部軸受封水部からの漏水量過多」「発電機固定子コイルの絶縁破壊」「水車室コンクリートバレルのクラック」の4つがあるが、本調査ではこれら4点に限定されることなく、4号機の水車および発電機、また水門、導水路、貯水池、変電設備といった共通設備、更に制御システムについて、故障履歴や劣化・摩耗状況を含めた状況調査を行い、改修が必要な箇所を確認すること。

なお、改修の具体的な方法としては、個別機器の修理・オーバーホール・取替、一括機器更新などの方法から技術的見地、コスト、事業完了後の故障リスクや SNEL の意向なども踏まえて検討すること。また、水車室コンクリートバレルのクラックの状況を踏まえた水車発電機器の一括更新及び基礎工事やり直し要否について検討するとともに、SNEL の意向を聞き取ること。

（17）水車室の内部点検のための準備作業

第二水力発電所の4号機については、SNEL と放水時期を調整した上で、水圧鉄管内、ケーシング内、吸出し管内を放水して内部点検を2023年1月までを目途に完了することとする。SNELによると、内部点検を行うための水抜き作業及び内部確認用の足場の設置や安全対策等の事前準備には2か月程度を要する見込みである。そのため、調査の迅速な実施のため、発注者は受注者との契約締結前に SNEL に対し、調査時期の打診を行った上で、必要な手続きを行う予定である。なお事前準備作業は SNEL 側の負担で実施される。

(18) 発注者からの便宜供与

SNEL 及び先方関係省庁との会議設定は初回のみ発注者が行い、その他は基本的に受注者が自律的に対応することを求める。

第6条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前確認を求める
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

本事業の内容及び過去の経緯の把握を通じて、電力需給状況や送配電計画の観点から、本事業の意義、妥当性、位置付けを検証する。そのため、以下の点を確認する。

- 1) コンゴ民主共和国の電力セクターに係る政策・方針・開発計画をレビューする。
- 2) コンゴ民主共和国における電源開発事業に係る上位計画を確認する。
- 3) コンゴ民主共和国における電源開発の現状と課題を調査し、調査対象発電所の位置付けを確認する。
- 4) コンゴ民主共和国の電力需給状況、また需要想定を確認・分析する。
- 5) 調査対象地域の経済・社会状況を把握する。特に同国の主要産業・主要な電力需要家である鉱業セクターの現状と今後の動向を整理する。
- 6) 電力セクターにおける他ドナー（世銀、アフリカ開発銀行等）の協力実績及び計画を確認する。
- 7) 南部アフリカパワープール（SAPP）への電力輸出計画と国際連系に必要な送電網整備計画の現状と課題を調査・確認する。
- 8) 上記を踏まえた本事業の必要性及び実施意義を確認する。
- 9) コンゴ民主共和国の電源開発部門に関する法制度や規制を確認する。

(4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、

及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、下記において特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

（５）対象発電機設備および関連送変電設備の現況調査と課題の抽出

下記の要領で、対象発電機設備および関連送変電設備の現況調査と課題の抽出を実施する。

- ・インガ第二発電所全体の運転状況について、改修後のインガ第二水力発電所 4 号機が、所定の出力で運転でき、目標とする設備利用率を達成することが可能かという観点から精査する。不都合が発生するおそれが確認された際には発注者に速やかに報告すること。
- ・SNEL との協議により、インガ第二水力発電所 4 号機改修の計画について、対象範囲、実施時期（スケジュール）等について SNEL の意向を確認する。
- ・SNEL 及び世界銀行はじめ他ドナー機関から、インガ第一水力発電所及び第二水力発電所 4 号機以外の設備の改修計画についての情報を収集する。特に、世界銀行の支援で実施したインガ第二水力発電所 1 号機及び 2 号機の改修については、そのコスト・工期・改修方針のインガ第二水力発電所 4 号機改修計画への反映が可能と考えられることから重点的に調査すること。
- ・インガ第二水力発電所において、SNEL による抜水・安全対策工事が実施された後、インガ第二水力発電所 4 号機の水車及び発電機、また水門、導水路、貯水池、変電設備といった共通設備、更に制御システムについて、インベントリー調査を実施し、故障履歴や劣化・摩耗状況含めた状況を確認する。
- ・特に、現在「発電機スラスト軸受パッドの異常温度上昇」「水車ガイドベーン上部軸受封水部からの漏水量過多」「発電機固定子コイルの絶縁破壊」「水車室コンクリートバレルのクラック」の 4 つの事象が発生していることが確認されていることから、上記 4 つの関連機器については重点的に調査する。
- ・なお水車室内のコンクリート構造物については、測定機器を用いて、クラック幅・深さ測定、コンクリート強度測定を実施すること。

（６）改修対象設備の選定

上記（５）の結果を踏まえ、各機器の更新要否及び改修方法を検討する。

（７）代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行うこと）。

代替案検討が求められる項目

- 1) 水車及び発電機の性能回復方法（修理とするか、一括更新とするか）
- 2) 水車室クラックの修理方法

(8) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件（温度、湿度、降雨等）や現地業者事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、あわせて設計基準を設定する。

2) 基本設計（機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

【機材計画】

- ・ 現在および将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- ・ 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案したスペアパーツ調達を含む機材計画を行う。協力対象となるインガ第二水力発電所について、事故歴、施設・機材への影響度、発生原因等を確認し、必要に応じて計画への反映、もしくは先方への提言を行う。

(9) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイドダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる

部材・パーツ・機材の調達計画を含む。) 。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(10) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(11) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目※）

① 完成後の委託保守費

② 初期運転資金

③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している(Macintosh は推奨しない)。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification : PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(12) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあつ

ては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン(2012年4月)」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- 1) 借入国における当該類似事業の調達事情
 - ・当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
 - ・現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
 - ・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
- 2) 入札手法、契約条件の設定
 - ・調達方式
 - ・契約約款
 - ・契約条件書等の設定の基本方針
 - ・適用する JICA 標準入札書類 等
- 3) コンサルタントの選定方法案
 - ・ International Consultants の採否
 - ・ ショートリストの策定方法
 - ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- 4) 施工業者の選定方針案
 - ・ PQ 条件の設定
 - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

(13) 事業実施体制の検討

- 1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
- 2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- 3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。
- 4) 実施機関の類似事業の実績
実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。
- 5) 実施段階における技術支援の必要性
事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(14) 運営・維持管理体制の検討

- 1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。
- 2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等

の場合は) 予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制(技術面)

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(15) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保(作業用地、土取り場、土捨て場等を含む)

工事实施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期(移設に必要な期間)、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制(工事安全、環境等を含む)

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(16) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月)(以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」)に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデー

タの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

- 2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ・当国の制度における手続きや所要期間
 - ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・緩和・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダ分析の実施とステークホルダ協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会配慮ガイドライン」別紙5を参照のこと。）
- 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- 11) なお、エンジニアリング・サービス借款（E/S 借款）供与を検討する場合、本体事業の環境レビューを E/S 借款供与前に行わない場合には、当該 E/S 借款供与時の物理的準備作業に係る環境社会配慮を上記 1)～10) の項目を準用して行う。

(17) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特

定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット(運用・効果)設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(18) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(19) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意すること。

- ・ 工事期間中にエボラ出血熱等の感染症が発生し、工期が延びた場合の費用の取扱い等

(20) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等)の内容とその規模(業務人月)について提案する(コンサルタントTOR(案)の作成を含む)。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(21) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRRの算出は、別途発注者から提供されるIRRマニュアルを参考とする。(同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。)

1) 定量的効果

① 内部収益率(IRR)

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率(EIRR)を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率(FIRR)も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR(内部収益率)算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠(算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む)
- ・ 算出に使用した計算シート(Microsoft Excelの電子データ)

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例(JICA、2020年2月)」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案すること。

- ・ インガ第二水力発電所4号機の稼働率
- ・ インガ第二水力発電所4号機の発電量

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(2 2) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（緩和策）（JICA 2019年）」等を参考に、本事業を通じた GHG 排出削減量の推計を行う。推計を行った結果 及びそのバックデータを発注者に提出する。

また、本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（適応策）と位置づけられる可能性があることから、気候変動適応策として、将来の気候変化による降水量や河川流量の変化を考慮した発電設備の設計や運転を考慮するため、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）（適応策）（JICA 2019年）」の該当箇所等を参考に、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、当該国の「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）と整合した適応オプションを可能な限り検討する。

(2 3) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する事業概要の説明と企業の関心を確認することを目的に本邦企業説明会を開催する。開催時期としては 2023 年 7 月頃を予定するが、審査のスケジュール等により前後する可能性があり、時期を変更する場合は発注者より連絡する。開催回数については一回を想定しているが、参加予定企業との調整状況を鑑み、複数回の実施とする場合がある。実施に当たっては、資料案・参加予定企業リストを作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。参加予定企業としては、水力発電分野の業界団体に所属する企業等を中心に本事業への関心を有する企業を想定している。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、発注者の施設を利用する。

(2 4) 実施機関の円借款事業に関する基本理解促進

実施機関に対して、円借款事業に関する基本理解を深めることを目的として、円借款案件のプロジェクトサイクル、各種ガイドライン（環境社会配慮、調達監理、ディスプレイ方式など）、形成・実施に係る必要手続き等について説明を行う。

(2 5) ファクトファインディングミッションへの協力

2023 年 7 月頃発注者が派遣予定のファクトファインディングミッション前に調査の中間報告を行う²。また、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。

² ファクトファインディングミッションへの協力にかかる業務量として現地業務日数8日として見積書を作成ください。

なお、ミッション派遣日程については変更可能性があるため、派遣時期については発注者に確認すること。³

(26) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本調査の成果については、発注者が別途雇用するコンサルタントによる照査を行う（プルーフエンジニアリング：PE）ものではないため、本調査では対象外とする。

(27) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 成果品等」に記載の各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国にJICA事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。
- 4) 国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（仏文（簡易製本版）、英文（簡易製本版））を作成する。

第7条 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約を作成し、レポートの冒頭に含めることとする。なお、3)～4)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とし、提出期限は2023年9月6日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

³ ファクトファインディングミッションの日程を勘案し、現地業務日程を立案してください。ミッション派遣時期が変更され、受注者の渡航回数が増加する場合は、旅費(航空賃)の増額について、契約変更の交渉に応じます。

部 数：和文 10 部（簡易製本及び電子データ）、仏文 10 部（簡易製本及び電子データ）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、改修対象設備の選定基準および選定結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文要約 10 部（簡易製本及び電子データ）、仏文 10 部（簡易製本及び電子データ）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：和文 10 部（簡易製本及び電子データ）、仏文 10 部（簡易製本及び電子データ）

5) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：「第3章2. (1) 業務工程」に示す期日まで

部 数：本体（製本）和文 10 部、仏文 10 部、英文 5 部、CD-R 5 部
簡易製本版（※）和文 5 部、仏文 5 部、英文 5 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を 10 ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた仏文（簡易製本版）5 部、英文（簡易製本版）5 部及び和文（要約）5 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、発注者様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

発注者規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合で現地にJICA事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第5条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

（4）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

以 上

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書案への該当条項及び 記載ページ
1	・ 本邦企業技術	第5条 実施方針及び留意事項 (6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進 (P.9)
2	・ ICT 活用技術	第5条 実施方針及び留意事項 (10) Information and Communication Technology (ICT) 技 術の活用 (P.12)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水力発電所改修事業についての各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／水力発電所改修計画
- 水力発電設備（水車）
- 水力発電設備（発電機）

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.5 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／水力発電所改修計画）】

- ① 類似業務経験の分野：水力発電所改修計画に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全世界
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 水力発電設備（水車）】

- ① 類似業務経験の分野：水車設備のリハビリに関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 水力発電設備（発電機）】

- ① 類似業務経験の分野：水力発電所のリハビリ工事に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年10月に業務を開始し、2023年9月6日までを履行期間とする。各調査報告書作成時期・提出期限は以下の通り。

(1) インセプション・レポート	調査開始後1カ月以内
(2) インテリム・レポート	2023年3月17日
(3) ドラフト・ファイナル・レポート	2023年7月15日
(4) ファイナル・レポート	2023年9月6日

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 42人月（現地：13人月、国内29人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ・業務主任者/水力発電所改修計画（2号）
- ・水力発電設備（水車）（3号）
- ・水力発電設備（発電機）（3号）
- ・コンクリート構造物
- ・変電
- ・制御
- ・水門鉄管
- ・水力土木

- ・ 系統計画／系統解析
- ・ 経済財務分析/円借款理解促進
- ・ 環境社会配慮
- ・ 調達／施工計画／積算
- ・ 運営・維持管理

(3) 現地再委託

以下の調査については、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認めます。

- ・ ステークホルダ協議
- ・ 水理・水文調査
- ・ 気象調査
- ・ 地形調査
- ・ 地質調査
- ・ 環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 住民移転計画
 - － ジェンダーへの配慮
 - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとします。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行ってください。

(4) 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

(5) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(6) 配付資料／公開資料等

- 1) 公開資料
 - コンゴ民主共和国電力セクターにかかる情報収集・確認調査報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12363990.pdf>
- 2) 閲覧資料
 - コンゴ民主共和国インガ第2水力発電所改修計画準備調査報告書

(閲覧を希望する場合、アフリカ部アフリカ第四課 6rta4@jica.go.jpまでお問い合わせください。)

(7) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置 (*語⇔*語)	無
3	執務スペース	有
4	家具 (机・椅子・棚等)	有
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wifi	無

(8) 安全管理

業務実施に際して、現地の治安・感染症の状況について、JICAコンゴ民主共和国事務所、在コンゴ民主共和国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、同事務所にて安全ブリーフィングを受ける。現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制を作り、現地の最新の治安状況、移動手段などについて同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。連絡手段として、携帯電話に加えて衛星携帯電話を携行し、複数の連絡手段を常時確保する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

2022年7月上旬時点の治安状況について、キンシャサ特別州、中央コンゴ州いずれも突発的、且つ暴力的なデモが発生するリスクは中程度あるものの、テロ、騒擾、クーデターのリスクは低い。中央コンゴ州は夜間に道路上での車両強盗が発生しており、コンゴ民事務所の安全対策措置に則って夜間の車両での移動は避けること。

(9) 通訳

・必要に応じて現地備上の通訳 (英仏) の配置を認めます。特殊備人費として積算計上しプロポーザルで提案ください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳料：2,000,000円

(4) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(5) 以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。

- 1) ファクトファインディングミッション支援業務：0.27人月

5. その他留意事項

- 1) 本案件については、コンゴ民主共和国への渡航を予定しているため滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence: CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額55USドル相当額を「雑費」として計上することができます。
- 2) 本件業務については、キンシャサを除き「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）の別添資料2内の「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

別紙2：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／水力発電所改修計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 水力発電設備（水車）	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力： 水力発電設備（発電機）	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

以上